

氏名： 一般社団法人日本風力発電協会

質問票区分：(2-2)他

1. 減価償却費の割り戻し(現在価値換算)により建設費が過小評価されている(質問票 2-2)

① 置き換えることが適当と考える理由

コスト等検証委員会は、建設費の評価に当たり、操業期間中の各年度の減価償却費を算出した上で、割引率を用いて現在価値に割り戻している。

しかし、建設費は操業開始前(ゼロ年目)に発生する初期投資であるため、「実コスト＝現在価値」であって、割り戻しは必要ないはず。

減価償却費の割り戻しによって建設費が過小評価されている結果、風力に限らず全ての発電方式について、算出された発電コストが実態より低くなっている。

② 置き換えたデータに代表性がある根拠(出典文献、論理など)

コスト等検証委員会の試算方式のベースとなっている **Levelised Cost Of Electricity (LCOE 法)** について、**Projected Costs of Generating Electricity 2010 (IEA/OECD)** の定義(p.35)では、**cost disbursement(費用の支払い)**の発生年度ごとに現在価値に割り戻すこととなっており、減価償却費は計算に用いられていない。

2. 割引率(3%)は一般民間事業者にとっては低すぎであり、8%から10%が適当である

① 置き換えることが適当と考える理由

割引率 3%という考え方は、利益が保証されている公益事業の、総括原価方式の対象事業としては妥当であるが、一般民間事業者が中長期にわたる事業リスクをとって風力発電事業を行なう場合は、最低でも8%から10%の割引率が必要と考える。

② 置き換えたデータに代表性がある根拠(出典文献、論理など)

- **Projected Costs of Generating Electricity 2010 (IEA/OECD)**は、割引率について

(1) 5% (規制市場における公的独占企業のような低リスク環境の投資を想定)

(2) 10% (資金調達・技術・価格のいずれかにおいて①より相当程度リスクの高い投資を想定)

の2パターンを設定して発電コストを算出している。(p.155)

- 国土交通省による「国土交通省所管事業を対象としたVFM(バリュー・フォー・マネー)簡易シミュレーション第1次検討確定版」(平成15年12月)には、我が国におけるPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)事業の採算性の目安として、**Equity IRR = 10%**程度が妥当であるとの見解が示されている(p.343)。Equity IRRが10%となる案件の税前Project IRRは約8.0%となる。

以上